

岐阜県警察訓令第3号

各所属長

岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令を次のように定める。

平成17年2月24日

岐阜県警察本部長 笠原 孝志

岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察山岳警備隊（以下「山岳警備隊」という。）の編成及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 山岳警備隊は、山岳における遭難者の救出、救護、登山者の遭難防止等に関する活動（以下「山岳警備活動」という。）に当たることを任務とする。

(山岳警備隊本部)

第3条 山岳警備隊本部（以下「本部」という。）は、岐阜県警察本部地域部地域課（以下「地域課」という。）に置く。

(編成)

第4条 山岳警備隊は、本部並びに飛驒方面隊、能郷白山方面隊及び恵那山方面隊をもって編成する。

2 各方面隊の主たる活動区域、関係警察署及び拠点警察署は、次のとおりとする。

名称	主たる活動区域	関係警察署	拠点警察署
飛驒方面隊	北アルプス山系、御嶽山山系、白山山系	高山、飛驒、下呂	高山
能郷白山方面隊	能郷白山山系	北方、揖斐	北方
恵那山方面隊	恵那山山系	中津川	中津川

3 山岳警備隊の編成は、別表のとおりとする。

(隊に置く職)

第5条 本部に次の職を置く。

(1) 隊長

隊長は、地域部に所属する警視又は警部をもって充てる。

(2) 副隊長

副隊長は、地域課に所属する警部をもって充てる。

(3) 隊付小隊長

隊付小隊長は、地域課に所属する警部補をもって充てる。

(4) 隊付

隊付は、地域課に所属する警部補以下の警察官をもって充てる。

2 方面隊に次の職を置く。

(1) 方面隊長

方面隊長は、拠点警察署に所属する警部又は警部補をもって充てる。

(2) 方面小隊長

飛驒方面隊に方面小隊長を置き、高山警察署に所属する警部補をもって充てる。

(3) 隊員

隊員は、警部補以下の警察官をもって充てる。

(隊員等の任命)

第6条 隊長、副隊長、隊付小隊長、隊付、方面隊長、方面小隊長及び隊員（以下「隊員等」という。）は、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）又は関係警察署長（以下「関係所属長」という。）の推薦に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

(山岳警備隊企画指導班)

第7条 高山警察署地域課に山岳警備隊企画指導班（以下「企画指導班」という。）を置く。

2 企画指導班に、高山警察署の飛驒方面隊員を配置する。

(運用等)

第8条 地域課長は、各登山シーズンにおける山岳警備活動計画を策定するとともに、隊員等の教養訓練に当たるものとする。

2 関係警察署長は、警察署独自で山岳警備活動計画の策定及び教養訓練を実施する場合は、事前に地域課長に報告するものとする。

(隊員等の心構え)

第9条 隊員等は、平素から山岳警備の知識及び技術の研修並びに体力の錬成に努め、任務の遂行に当たっては、一致団結してその目的を達成するよう努めなければならない。

(出動要請)

第10条 山岳警備隊の出動を必要と認める警察署長（以下「要請警察署長」という。）は、地域課長を経て本部長に要請するものとする。ただし、事態が急迫してそのいとまがないときは、直接関係所属長に要請し、事後速やかに本部長に報告しなければならない。

(出動)

第11条 山岳警備隊の出動は、前条に規定する要請に基づき、本部長が命令する。

2 関係所属長は、前項の出動命令又は前条ただし書きの出動要請があった場合は、速やかに所属の隊員等を派遣しなければならない。

3 第1項により出動した隊員等は、要請警察署長の指揮の下に活動するものとする。

(連絡協調)

第12条 隊員等は、山岳警備活動を適切に行うため、民間救助隊、山岳会、市町村等の関係機関と緊密な連携を保ち、協調するように努めなければならない。

(隊員章)

第13条 山岳警備隊の隊員章は、別図のとおりとし、左上腕部に装着するものとする。

(雑則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、山岳警備隊の運営に関し必要な事項は別に定

める。

附 則

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 岐阜県警察山岳警備隊に関する訓令（昭和45年岐阜県警察訓令第11号）は廃止する。

附 則（平成18年3月1日岐阜県警察訓令第11号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日岐阜県警察訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日岐阜県警察訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成28年3月11日から施行する。

附 則（平成28年9月28日岐阜県警察訓令第26号）

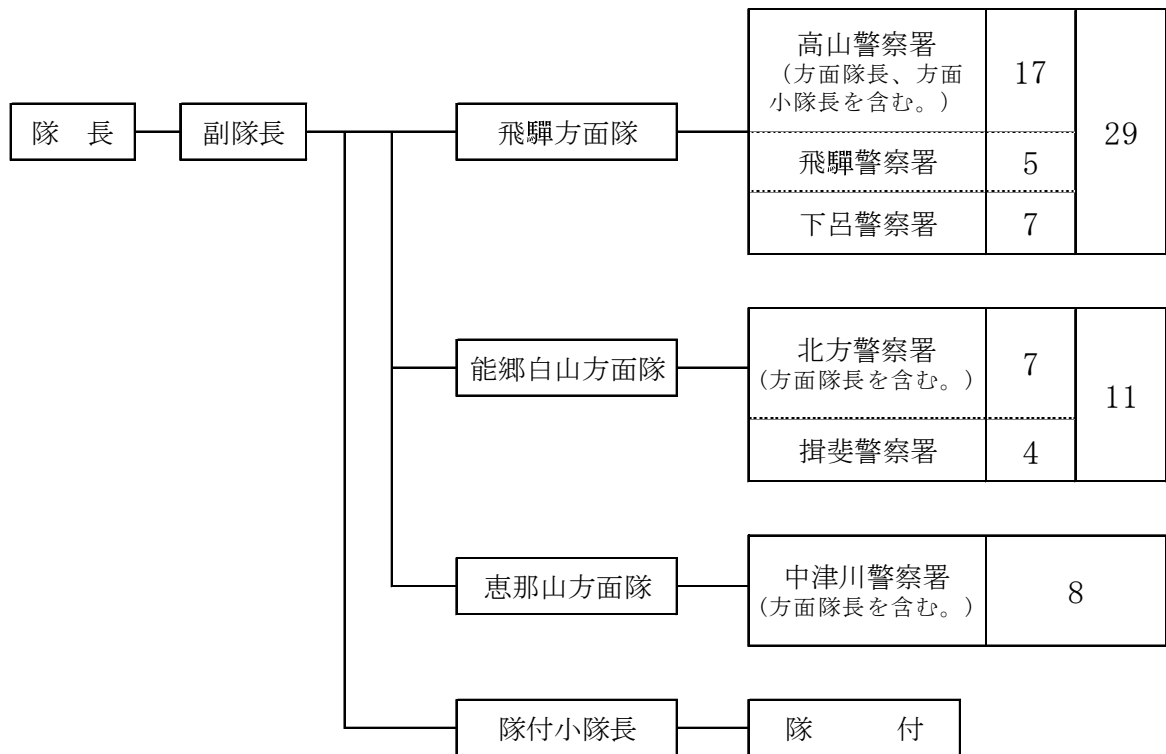
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日岐阜県警察訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

編 成 表



隊長	副隊長	隊付小隊長	隊付	方面隊長	方面小隊長	隊員	計
1	1	1	2	3	1	44	53

別 図

隊員章の図

